

避難支援について

1 避難行動要支援者の支援体制について

現状の取組	<p>避難行動要支援者名簿について</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体又は知的障害（1～3級）、要介護（3～5度）等を所持する要配慮者のうち、本人同意を得た方を対象に『避難行動要支援者名簿』を作成している （対象となる要支援者約14,000人うち名簿掲載同意者約7,000人） 地域支援組織である住民防災組織（町会・自治会）、民生委員へ『避難行動要支援者名簿』を提供し、日ごろからの声かけや発災時の安否確認等に使用していただく <p>避難所について</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校と発災時の要配慮者の受け入れスペースについて事前に相談し、専用スペースを確保している 発災時に避難所での生活が困難な要配慮者の方の避難先として、区内の福祉施設等と避難者受け入れに関する協定を締結している （令和3年11月現在の協定施設数：56施設 受け入れ可能人数1,660人） <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿の同意者一人ひとりに対し、どのように避難するのか等を定めた個別避難計画の作成に向け検討を行っている
個別避難計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者一人ひとりの支援者や発災時の避難場所、避難方法等を定めた計画 区内の中でも高リスクの場所（舟渡・新河岸地区）、高リスクの対象者（要介護度が高い等）から作成を行うため、優先順位を決めて進めていく
在宅避難者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿の同意者全員に対して、在宅避難等に備え、防災情報の取得方法をまとめた『大規模な風水害に備えて』というチラシの送付を行った 防災ガイド・ハザードマップ2021内に在宅避難時に必要な準備や、防災情報の取得方法についての記事を掲載している 避難所運営マニュアルに在宅避難に関する情報を掲載している
今後の取組等	<ul style="list-style-type: none"> 個別避難計画の作成 福祉避難所の協定先を増やし、要配慮者の方の避難先を拡充していく 障がい政策課と協議を行い、避難所内で支援や配慮が必要な方がイラストを指さすことで意思疎通を図ることができる『コミュニケーションボード』を作成中 『防災ガイド・ハザードマップ』等を用いて、避難行動や防災情報の取得方法等について引き続き周知を行っていく

2 福祉避難所の運営について

福祉避難所の概要	<ul style="list-style-type: none"> 区立小中学校等に設置される避難所での生活に支障が生じる高齢者や障がい者、その他の特別な配慮を必要とされる避難者を対象に開設される避難所 平常時には入所・通所施設として運営をしている施設であり、災害時には、区の要請に基づき、各施設の安全確保や職員の配置等の確認をした上で開設する 開設は災害発生後から概ね3日程度経過後を想定
現状	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年11月現在の協定施設数：56施設 受け入れ可能人数1,660人 実施計画により年2施設を目安として新規協定を締結 福祉避難所が円滑に運営されることを目的とし、年に1回『福祉避難所連絡会』を開催
課題	<ul style="list-style-type: none"> 通信手段の多様性 要配慮者の受け入れ可能人数の拡充